

# 事業者は以下を守る必要があります！

違反事業者は業務停止命令等の行政処分や罰則の対象となります

事業者が守るべき主な規制の内容

## 1 事業者名等の明示義務

■勧誘開始前に、事業者名や勧誘目的である旨などを相手方に告げなければならない。

## 2 不当な勧誘行為の禁止

- 勧誘の際に事実と異なることを言ったり、重要な事実を故意に言わない行為を禁止
- 一度契約を断った人に対して、再度勧誘する行為を禁止(再勧誘の禁止)

## 3 書面交付義務

■契約の締結後等に、相手方に重要事項を記載した書面を交付しなければならない。

## 4 広告規制

- 広告に事業者名や住所、電話番号等の表示を義務付け
- 虚偽・誇大な内容の広告を禁止

### 参考 成年後見制度について

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。この制度を利用することで、このような方々が悪質な訪問販売によって契約を締結してしまった場合に、後からその契約を取り消すことができます。詳しくは、以下を確認ください。

法務省 成年後見制度

検索

【法務省HP】 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>

# あなたの契約、大丈夫？

～知って安心、契約トラブル防止・解決のために～

契約トラブルを生じやすい特定の7つの取引類型を対象に、  
トラブル防止のためのルールを定めているのが**特定商取引法**です。

## 1 訪問販売



消費者の自宅等を事業者が訪問し、商品の販売等を行うもの

キャッチセールスも対象  
❗新たに、SNSにより誘い出した者への販売も対象

## 2 通信販売



消費者がテレビやホームページ等の広告を見て、電話、FAX、インターネット等で申込みをするもの

## 3 電話勧誘販売



消費者に事業者が電話をかけて勧誘し、商品の販売等を行うもの

## 4 連鎖販売取引

いわゆるマルチ商法のひとつ



「他の人を販売員にするとあなたも収入が得られる」と消費者を勧誘し、商品等を買わせるもの

## 5 業務提供誘引販売取引

いわゆる内職商法のひとつ



「仕事を紹介するので収入が得られる」と消費者を勧誘し、その仕事に必要なとして、商品等を買わせるもの

## 6 特定継続的役務提供



特定の7種類のサービス  
エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室  
結婚相手紹介サービス  
❗新たに、「美容医療」も追加されました。

特定の7種類のサービスについて、長期・高額の契約を締結して行うもの

## 7 訪問購入

消費者の自宅等を事業者が訪問し、消費者の物品を事業者が買い取るもの



❗平成29年12月1日から適用

